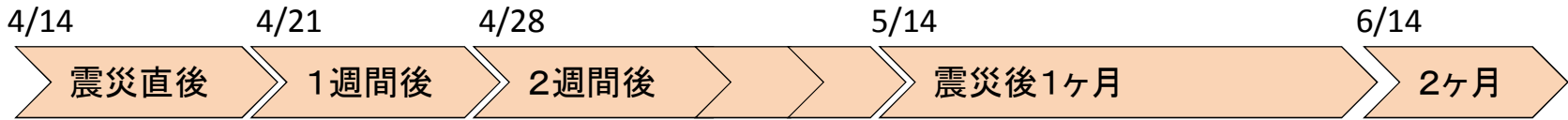


熊本地震に係る栄養改善・食事  
支援について  
～国の取組と今後の課題～



厚生労働省健康局健康課  
栄養指導室

# 熊本地震における栄養・食生活支援対策について(概要)



管理栄養士の人材確保

4/18 日本栄養士会に栄養・食生活支援の協力を要請  
日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)活動の準備開始

4/22 熊本県の派遣調整の要請を受け、全国自治体に管理栄養士派遣可否を照会。調整開始  
4/26 派遣管理栄養士の活動開始(3保健所・6市町村)

個別ニーズへの物資調達調整

4/21 熊本県庁内に特殊栄養食品ステーションを設置(日本栄養士会による運営)  
被災市町村、避難所からの特殊栄養食品(アレルギー食、離乳食、高齢者用やわらか食など)のニーズに対して調整・配布

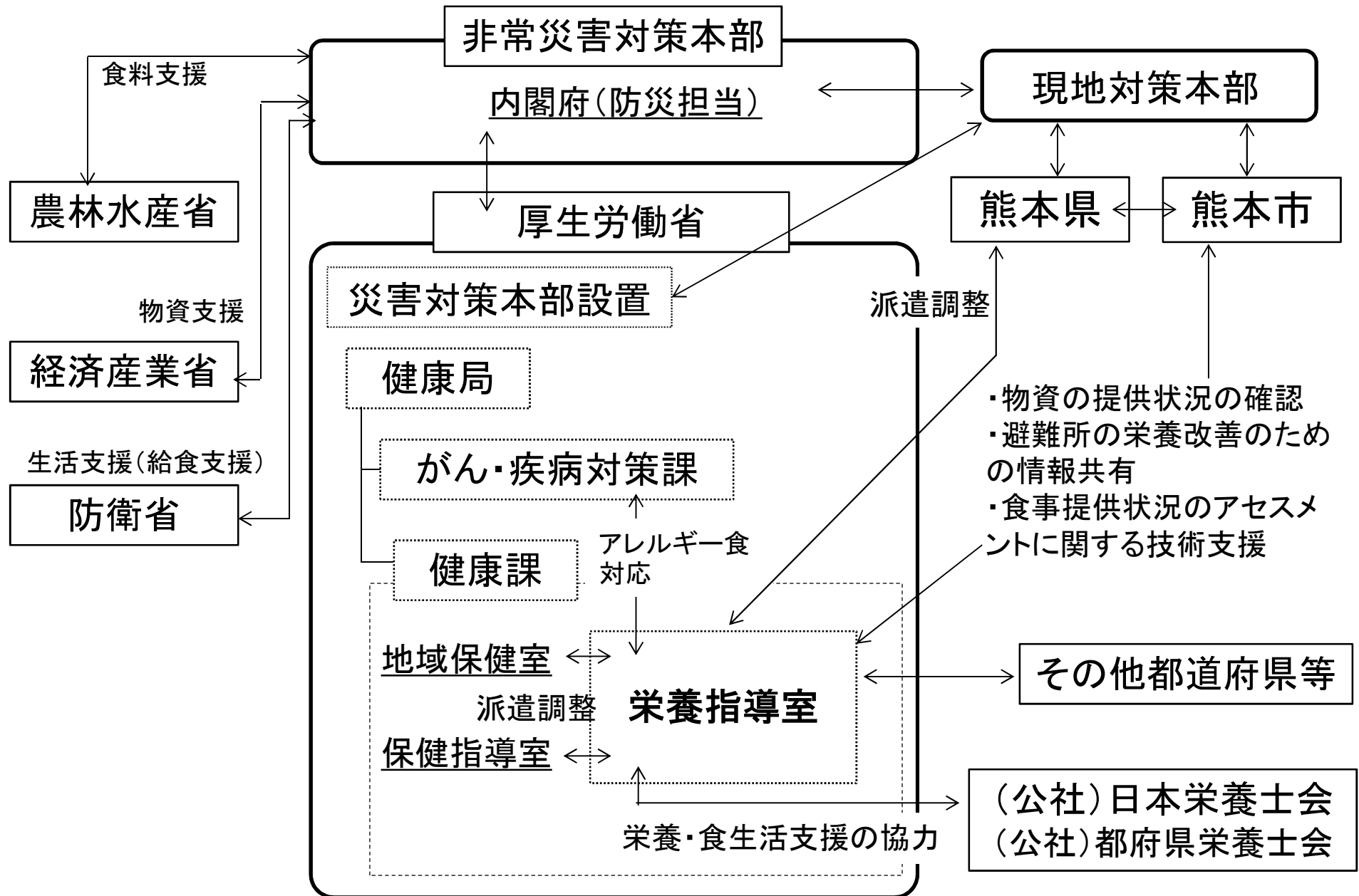
避難所等の栄養改善

派遣管理栄養士、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)による  
避難所の食事提供支援、個別ニーズへの対応

熊本県において、  
避難所食事提供  
状況アセスメント  
を実施(5/12~  
18)

避難所における食事  
提供のための栄養量  
とともに、適切な栄養  
管理の留意事項を提示  
(事務連絡6/6)

# 熊本地震における取組支援体制



# 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針

(平成25年8月(平成28年4月改定))

内閣府(防災担当)

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、
- ・被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた
  - ・多くの高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災したが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかった
  - ・ライフラインが途絶し、食料等も不足する中、支援物資の到着や分配に係る情報など必要な情報が在宅の避難者には知らされず、支援物資が在宅の避難者に行き渡らないことが多かった
  - ・県や市町村の域外に避難する広域避難者に対して、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じた

等の課題が生じた。

## ○こうした東日本大震災の課題を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○市町村(特別区を含む。)には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるため、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

# 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針(一部抜粋)

## 第1 平常時における対応

- 1 避難所の組織体制と応援体制の整備
- 2 避難所の指定
- 3 指定避難所の周知
- 4 避難所における備蓄等
  - ・食料・飲料水の備蓄(アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等)
- 5 要配慮者に対する支援体制
- 6 避難所運営の手引(マニュアル)の作成

### (1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

(1) 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。

## 第2 発災後における対応

- 1 避難所運営等の基本方針
- 2 避難所の設置と機能整備
- 3 避難所リスト及び避難者名簿の作成
- 4 避難所の運営主体
- 5 福祉避難所の管理・運営
- 6 応援態勢の整備
- 7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮
- 8 衛生・巡回診療・保健
- 9 被災者への情報提供等
- 10 要配慮者からの情報提供
- 11 相談窓口
- 12 防火・防犯対策
- 13 一定期間経過後の食事の質の確保
- 14 避難所の解消
- 15 在宅避難
- 16 広域一時滞在(広域避難)

## 対応の状況と課題① 〈食事の確保〉

- 食料供給については、東日本大震災の際にはプル型支援
- 熊本地震では、政府がプッシュ型支援を実行
- 熊本地震では、東日本大震災の際に比べて、物流の回復が早く、コンビニ、スーパーなどは早期に営業を再開した。
- 食料を一定量確保する観点からは有効。ただし、被災自治体への供給後、避難所の一人一人の手元に届くルートを明確にしておくことが必要。また、避難生活が長期化するにつれ「食料」と「食事」の違いを埋める工夫や手立ても必要

### プッシュ型支援とは

発災当初は、被災地方自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

このため、国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいる。

※政府は、本震から2日後の4月18日、被災自治体の要請を待たずに物資を送る「プッシュ型支援」について、東日本大震災などを教訓に決定。本震当日の16日、避難者を約10万人と想定して3日間分の食料計90万食を送ることを表明し、実行した。

## 【食料供給状況(農水省)】

4月17日(日)から19日(火)までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日(水)から22日(金)までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供

4月23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供

### ・4月17日(日)～25日(月)(計204万食等)

パン54万食、おにぎり23万食、パックご飯19万食、カップ麺52万食、レトルト食品14万食、ベビーフード1万食、介護食品1万食、缶詰20万食、栄養補助食品12万食、ビスケット9万食  
ほか米116t、水24万本、清涼飲料水2万本、粉ミルク(アレルギー対応含む) 2t等

4月26日(火)以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供

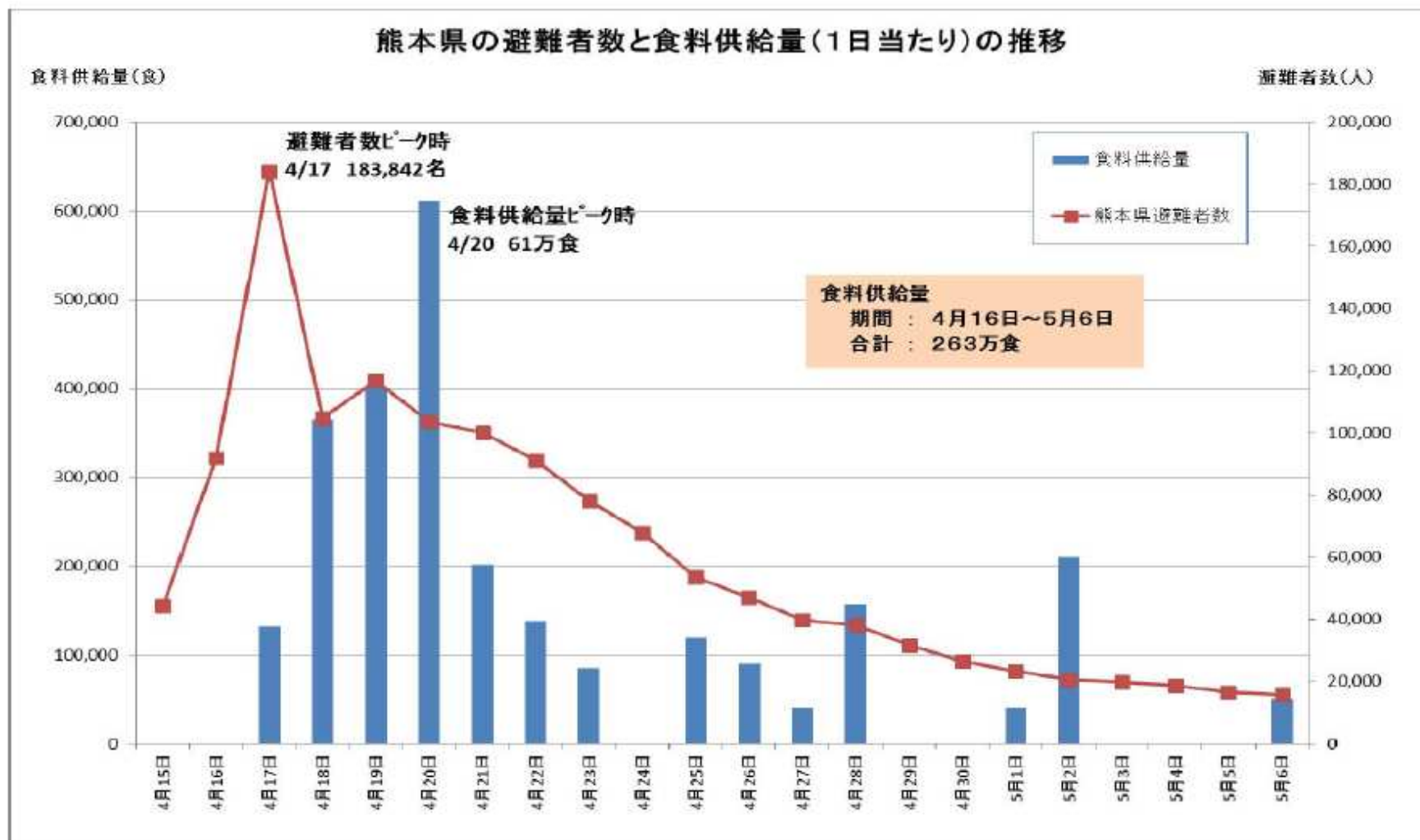
### ・4月26日(火)～5月6日(金)(計59万食等)

パン3万食、パックご飯11万食、カップ麺8万食、レトルト食品19万食、缶詰16万食、栄養補助食品2万食  
ほか米10t、清涼飲料水19万本、LL牛乳5万本、バナナ16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供



# 熊本県の避難者数と食料供給量(1日当たり)の推移



出典：内閣府「平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム」(第4回)資料1 (平成28年6月23日開催)



## 対応の状況と課題②

### 〈個別ニーズへの物資調達調整〉

- 被災当初、道路事情や物資の受け入れ体制が確保されていないことにより物資調達が混乱する中、離乳食やアレルギー食など個別ニーズへの対応に必要な物資を管理・調整し、必要とする避難所や人々に確実に提供する仕組みを確保するために、熊本県庁内に特殊栄養食品ステーションを設置し、日本栄養士会が運営する体制を構築
- 食物アレルギーについては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」に明記されていることから、政府としても支援状況を確認
- 健康局内では、アレルギー疾患対策を所掌するがん・疾病対策課が担当、必要に応じて栄養指導室と調整
- 熊本県及び熊本市では、特殊栄養食品の物資調達調整として、窓口を一本化（栄養ラインが担当）
- 課題として、特殊栄養食品が他の物資と混在してしまうと特殊栄養食品の把握や管理が困難となることから、物資調達のルートを平時から調整し、必要とする避難所や人々に確実に提供する体制を整備しておくことが必要

「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」  
非常災害対策本部資料より

アレルギー疾患関係

(ア)相談・ニーズのくみ上げ

- ・熊本県からの依頼に応じて、学会、国立病院機構が連携し、熊本県に速やかにアレルギー対応食を提供する仕組みを構築済み。
- ・学会が被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口を設置。

(イ)子どものアレルギーへの対応

- ・保健師など避難所で医療に携わる方等に対し、アレルギー児対応マニュアル(「アレルギー児対応マニュアル」(日本小児アレルギー学会))を配布済
- ・避難所で生活される被災者の方々等へ自治体を通じての学会作成のパンフレット(「災害時のこどものアレルギー疾患パンフレット」(日本小児アレルギー学会))を配布済

(ウ)その他

- ・震災によりエピペン(※)を紛失もしくは家から持ち出せなかったアレルギー疾患患者に対して、アナフィラキシー・ショックの発生に備え、近くの医療関係者等と相談してエピペンを再入手してもらうことをお願いするチラシを避難所で配布、掲示

※ 食物アレルギーなどによるアナフィラキシー・ショックに対して、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤

- ・被災地へ送付等される食品の表示義務の緩和について、アレルギー表記については従来通りとする旨の通知を発出(消費者庁・農水省・厚労省の連名通知)(4/22)

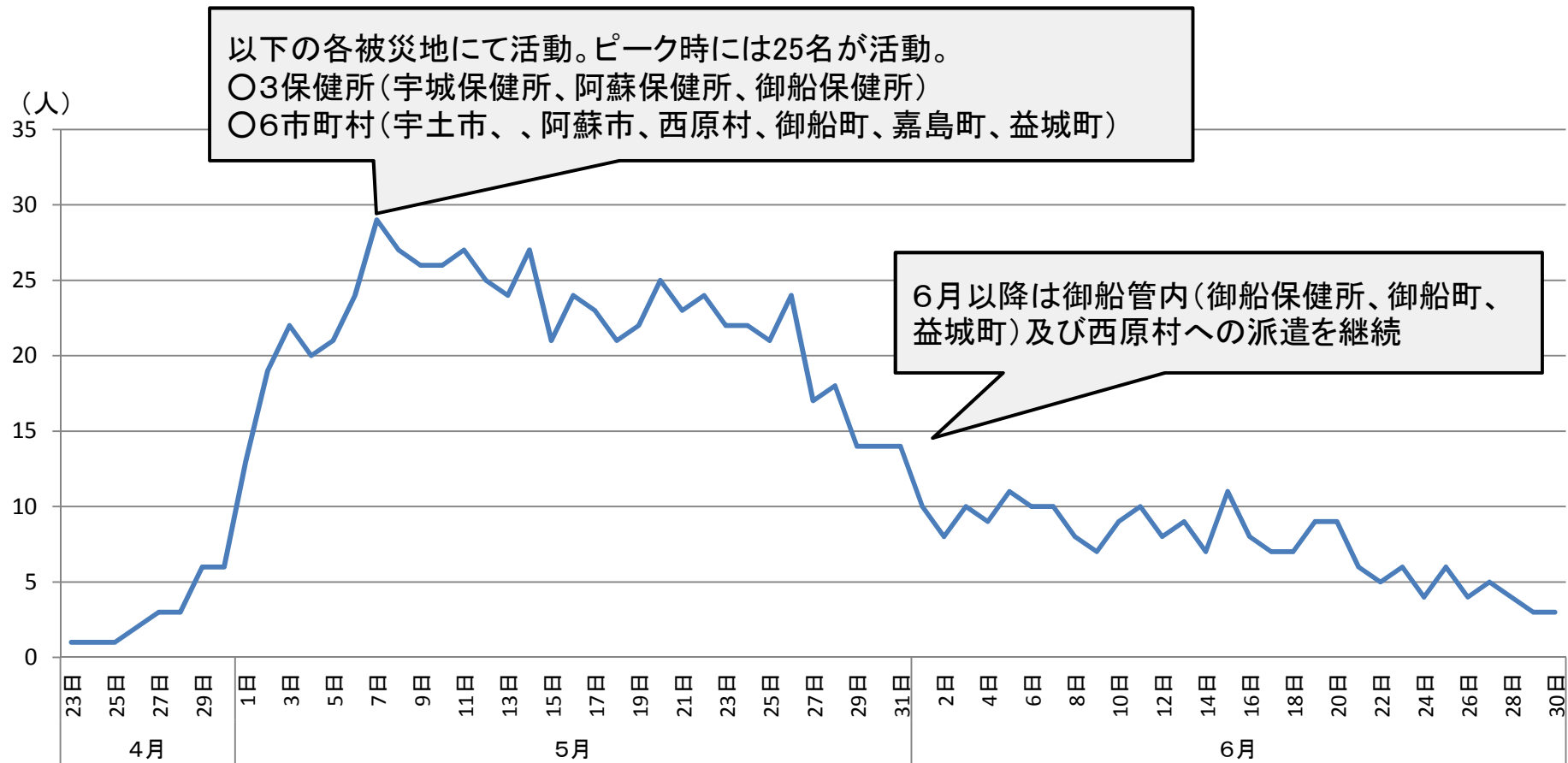
## 対応の状況と課題③

### 〈管理栄養士の人材確保〉

- 全国自治体からの管理栄養士の派遣については、東日本大震災の際には、自治体からの派遣要請を受けて、公衆衛生医師等（管理栄養士を含む）の派遣として実施
- 熊本地震では、熊本県からの派遣調整の要請を受けて、栄養指導室が調整を実施
- 自治体からの派遣管理栄養士は6月30日までに31自治体、実人数162名が活動
- 日本栄養士会は、速やかに災害支援チーム（JDA-DAT）活動の準備を開始6月30日までに延べ1,010名のJDA-DATメンバー等が支援活動を実施
- 被災地における食料の確保や食事提供の在り方は、被災規模やその状況、自治体の行政運営体制とも関わることから、どのタイミングでどのような支援業務をどういう体制で行うか、平時からある程度の見通しが必要

# 自治体派遣による管理栄養士の活動状況

- 4月22日に各自治体へ管理栄養士の派遣の可否について照会
- 4月26日から派遣調整を行った管理栄養士が活動を開始
- 6月30日までに31自治体、実人数162名、延べ活動日数925日の支援を実施



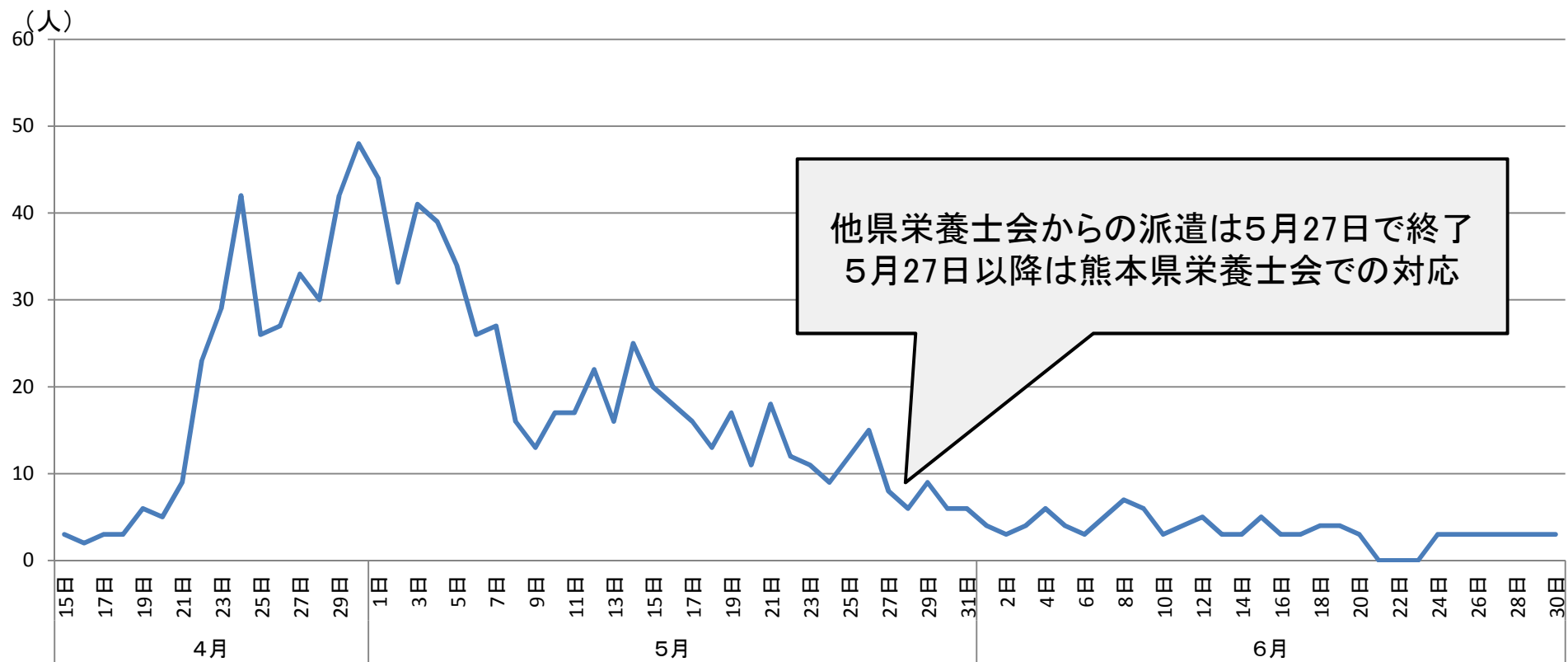
※各自治体から提出された管理栄養士の派遣日程を基に算出し、グラフ化(派遣調整前の派遣実績を含む。)  
 なお、熊本市については、派遣調整の要請がなかったため、該当なし

# 日本栄養士災害支援チーム(JDA-DAT)による支援活動状況

- 4月18日に公益社団法人日本栄養士会に栄養・食生活の協力を要請

## 〈日本栄養士会の活動〉

- ・4月15日 熊本県栄養士会熊本地震災害支援本部設置
- ・4月16日 日本栄養士会災害対策本部設置
- ・6月30日までに延べ1,010名のJDA-DATメンバー等が支援活動を実施



※活動人数には、JDA-DATの先遣隊による現地情報収集の数も含まれている。

※6月21日～23日は大雨のため、活動中止

## 対応の状況と課題④

### 〈避難所の食事提供状況のアセスメント〉

- 避難所の食事提供状況のアセスメントを行うことは、食事提供の課題を把握し、適切な改善方策を判断、実施する上で、重要
- 東日本大震災の際には、宮城県が被災から3週間が経過した時点で食事状況・栄養関連ニーズのアセスメントを実施（調査避難所数322か所）。その後、定期的に6回アセスメントを実施。また、岩手県、福島県でも同様にアセスメントを実施
- 熊本地震においても、熊本県、熊本市がそれぞれアセスメントを実施  
熊本県：1回目（5/12～18）、2回目（6/20～30）  
熊本市：拠点避難所（5/19～31）、指定・指定外避難所（6/1～10）
- 熊本県では、提供された食事を写真撮影し、その写真をメールで栄養指導室に送付し、栄養指導室で食事摂取基準の研究関係者の協力を得て分析（2回目においては、熊本県で集計分析）
- 避難所の食事提供状況のアセスメント方法として、写真撮影の方法や留意点についてマニュアル化することを検討。マニュアル化できれば、支援で混乱している状況下にあっても、一定の方法でアセスメントすることが可能

## 対応の状況と課題⑤

### 〈避難所の食事提供に係る適切な栄養管理〉

- 東日本大震災の際には、避難所における食事提供の計画・評価を目的とした栄養の参照量について、被災後3か月までの当面の目標(必要なエネルギー・栄養素量の確保)と、被災後3か月以降(栄養バランスのとれた適正量の確保)についての2回事務連絡を発出
- 熊本地震では、地震発生後約1か月後に熊本県が行った避難所の食事提供状況に関するアセスメント結果(朝食・昼食はパンやおにぎり、飲み物、夕食は弁当)を踏まえ、避難所における食事提供のための栄養量とともに、適切な栄養管理の留意事項について被災約1か月半後に事務連絡を発出
- 栄養の参照量については、エネルギー摂取の過不足の回避、栄養その摂取不足の回避を目的に、日本人の食事摂取基準(2015年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の値をもとに、平成22年国勢調査結果(熊本県)で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて荷重平均により算出
- 適切な栄養管理の留意事項については、熊本地震では、食料供給がプッシュ型支援で行われていることを踏まえ、各避難所における食事の提供等の調整において、必要な対策が講じられる体制の確保が必要である旨明記
- また、気温上昇と避難所生活の長期化を踏まえ、大型冷蔵庫の確保など避難所の環境整備を図る必要がある旨明記



## 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量

目的	エネルギー・栄養素	栄養量
エネルギー摂取の過不足の回避	エネルギー	1,800～2,000kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB <sub>1</sub>	0.9mg以上
	ビタミンB <sub>2</sub>	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

※日本人の食事摂取基準(2015年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の値をもとに、平成22年国勢調査結果(熊本県)で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

### 〈対象特性に応じて配慮が必要な栄養素〉

目的	栄養素	対象特性に応じた配慮事項(一部抜粋)
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量の蓄積の観点から、特に6～14歳に600mg/日を目安とし、多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	成長阻害等を回避する観点から、特に1～5歳に300 $\mu$ g RE/日を下回らない量とし、主菜や副菜の摂取に留意すること
	鉄	月経がある者で貧血の既往歴がある者は医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム(食塩)	高血圧予防の観点から過剰摂取を避けること

# 避難所における食事提供に係る栄養管理の留意事項

1. 避難所生活が長期化する中で、利用者の健康・栄養状態等に配慮し、食事提供においては、以下の(1)から(3)に留意すること。

## (1) 利用者の状況やニーズに応じた食事提供

※避難所における食事提供のための栄養量の算定に当たっては、利用者の性別や年齢構成の把握に努める。

※食事提供の計画にあたっては、強化米など栄養素添加食品の利用も含め、必要名栄養素量の確保に努め、食事提供後は、利用者の摂取状況等により、提供量を調整

※高齢者や病者など個別対応が必要な者に係るニーズの把握、アレルギー対応食品の要望があった場合の適切な支援

## (2) 安全かつ栄養バランスのとれた食事提供体制

※各避難所における食事の提供等の調整者を決め、避難所の食事供給の過不足の状況や被災者の食事に関する要望等を把握し、必要な対策が講じられる体制を確保

※食中毒防止、大型冷蔵庫の確保など避難所の環境整備

## (3) 健康・栄養管理のための情報提供等

※糖尿病や高血圧など食事管理の必要な方が食事の内容や量の調整ができるように、食事のエネルギーや食塩の含有量の表示を通じた情報提供やエネルギー量の異なる選択メニューの導入など、できる限り工夫

※避難所の食事提供以外に利用者自身が食品を購入できる場合の健康管理に資する情報提供

2. 継続的に1回100食以上を提供する場合は、健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理の基準(健康増進法施行規則第9条各号)を参考に、以下の(1)から(5)により適切な栄養管理を実施するよう努めること。

# 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）

## 内閣府（防災担当）

東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」が策定された。本ガイドラインは、この「指針」に基づき、市町村が取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、実施すべき対応（19の項目）業務をチェックリスト形式で取りまとめたものである。

### I 運営体制の確立（平時）（1）平時から実施すべき業務

#### 1. 避難所運営体制の確立

##### 避難所運営体制イメージ図

**市町村災害対策本部・避難所支援班**  
防災・福祉・保健・医療・経済・環境などの部局から選定されたメンバーで構成。  
平時から、避難所支援に関して、部局を超えた連携が重要

##### **避難所運営委員会（仮称）**

市町村防災担当者、避難所運営責任者（避難者の代表者）、施設管理者、避難所派遣職員、必要に応じて、市町村関係部局の担当者

避難所  
運営会議

顔の見える  
関係づくり

##### **外部支援者**

- 社会福祉協議会
- NPO・一般ボランティア
- 医療・福祉事業者等
- 警察
- 都道府県
- 他自治体からの応援職員等

(1) 平時から実施すべき業務  
 3. 初動の具体的な事前想定

チェックリスト(抜粋)

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
<b>対策項目 5 発災直後にプッシュ型で避難所に物資を届ける体制づくりを実施する</b>									
5-1	避難所からの要請が無くても物資を届ける体制（プッシュ型）を確保する	◎				商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-2	避難者数等に応じて避難所への備蓄物資配布を実施する		◎			商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-3	国・県からプッシュ型で届いた物資の配布を実施する		◎			商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



## II 避難所の運営(発災後)

### (1) 基幹業務

#### 8. 食料・物資管理

ポイント



プッシュ型から要請型へ～物資の確保は重要業務

#### 解説

避難所に食料・飲料水等を置いておくスペースが無い場合等は、支援物資のプッシュ型配布(初動期において要請がなくとも最低限必要と思われる物資を供給側から避難所に送り届けること)への対応や、地域の備蓄拠点から各避難所への配布に対応できるよう、物資供給計画を作成しておきましょう。

物資供給計画については、事前に流通事業者団体等と協定を結び、物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保すること。さらに、各避難所までのルートを確保するとともに、避難所での物資保管場所等を決めておく必要があります。

また、避難所における「食物アレルギー」「介護食」等、配慮が必要な者に対応した食料品等の特別ニーズへの対応は、被災者の命と健康を守るために必要不可欠です。

## 8. 食料・物資管理（つづき）

### 質の向上の実現のために

発災直後においてはプッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所からの要請や避難者ニーズに応じて、物資配送を行いましょ。要請がない場合は、ニーズ把握・発信の手段を別途設けることが必要です。避難所から物資を要請する際には、女性、子育て世代、介護をしている人、障害者や持病をもつ当事者などの意見を取り入れるよう工夫しましょ。併せて、在宅避難者への提供方法も検討しましょ。

飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外に生活に必要な水）の確保についても検討しましょ。トイレの水、清掃用の水、体を拭くための水、洗濯用の水など、飲料水以外にも生活には水が必要です。生活用水は要請物資に頼るのではなく、地域で確保することを目指しましょ。

避難生活が長期化すれば暖かい食事の提供や栄養管理についても検討しましょ。できれば、地域やボランティアによる炊き出し等、具体的な方法を事前に考えておきましょ。

### ◆災害フェーズにおける「避難所運營業務」の流れ

準備段階	初動(発災当日)	応急期(3日目まで)	復興期(1週間まで)	復興期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●物資供給計画の作成</li> <li>●在宅避難者用物資の配布体制を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域資源(食料)の活用</li> <li>●備蓄物資の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所・在宅避難者別に必要食数の報告</li> <li>●食料の数量管理、衛生的な保管状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●炊出し実施のための調理器具や食材</li> <li>●温かい食事の提供・栄養面の配慮</li> <li>●個人属性に応じた栄養面への配慮</li> <li>●在宅避難者への食料・物資配布</li> </ul>	





## チェックリスト

### 8. 食料・物資管理

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 1 物資の受け入れ体制を整備する									
1-1	物資供給計画を作成する	◎				商工担当等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	物資の積み下ろし場所・ルートを確保する	◎		○		商工担当等、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	物資の保管場所を確保する	◎		○		商工担当等、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	物資の要請を実施する			○		避難所派遣職員、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
1-5	物資の管理を実施する			○		避難所派遣職員、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
1-6	在宅避難者用物資の配布体制を確保する	◎		○		避難所派遣職員、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員、地域住民



項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目2 食料等の確保を実施する									
2-1	地域の資源（食料等）の活用を実施する	○	◎			避難者、地域 住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	備蓄物資の配布を実施する		◎			避難所派遣職 員、避難所運 営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	アレルギー対応等特別食の確保を実施 する			○		商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	避難所・在宅避難者別に必要食数の報告 を実施する			◎		避難所派遣職 員、避難所運 営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
2-5	食料の数量管理、衛生的な保管状態を確 保する			◎		避難所派遣職 員、避難所運 営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
2-6	炊き出し実施のための調理器具や食材 を確保する				○	商工担当等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-7	個人属性に応じた栄養面への配慮を実 施する			○		保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティ ア

## II 避難所の運営(発災後)

### (2)健康管理

#### 11. 避難者の健康管理

##### チェックリスト(抜粋)

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示 したか	確認 したか	協働する 団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目1 避難者の健康管理体制を確保する									
1-1	避難者の健康管理シートを作成する	◎				保健、福祉担 当			
1-4	保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制を確保する	○		○		保健、福祉担 当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティ ア、医療・福祉事 業者等
対策項目3 その他病気対策を実施する									
3-1	食中毒対策を実施する			○		保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティ ア、医療・福祉事 業者等
対策項目4 暑さ・寒さ対策を検討する									
4-5	食料の温度管理に配慮を実施する			○		保健担当、避 難所運営委員 会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	